

平成 30 年 10 月 11 日
東京都住宅供給公社

職員の事務処理の不適切な取扱いについて

平成 24 年度から 29 年度までに当公社が発注し施工監理を行った住宅営繕工事において、事務処理の一部に不適切な取り扱いがあったことが判明しましたので、お知らせいたします。

1 概要

当該職員は、自ら担当した住宅営繕工事（計 68 件）において、一部正当な内部手続きを経ずに工事関係書類の事務を行うなど不適切な業務処理を行った。

2 発覚後の公社の対応

- (1) 当該職員がこれまで担当した住宅営繕工事に係るすべての作成書類について、その判断・根拠を遡って調査し、その内容及び施工が適正だったことを確認しました。
- (2) 今般、社内手続きを経て、関係職員の懲戒処分等を行いました。
- (3) 今後は、より一層の職員のコンプライアンス意識の徹底を図るとともに再発防止策を講じて参ります。

問い合わせ先
東京都住宅供給公社
総務部・住宅営繕部
03-3409-2261(代)